

和泉市規則第47号

和泉市自治推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市自治基本条例（平成23年和泉市条例第1号）第33条第4項の規定に基づき、和泉市自治推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティ活動を行う者
- (3) 事業者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項第4号の公募による市民（以下「公募委員」という。）については、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則（平成23年和泉市規則第48号）第5条第4項の規定により、本市の市議会議員を公募委員として選任することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 会長は、専門的事項を調査審議する必要があるときは専門部会を置くことができ

る。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、公民協働推進担当部局において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。